

市民のまちづくり活動を応援します

平成31年度市民まちづくり活動 支援事業を募集

市では協働によるまちづくりを推進するため、
自主的に創意あふれる事業を行う団体に、補助金を交付しています。

対象事業

市民団体が市内で実施する事業で、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業です。同一事業で市から別の補助金を受けているものは対象外です。

対象の団体

市内を活動拠点とする団体で、構成員のうち市内に在住、在勤、在学する者が5人以上で、過半数となる団体。営利・政治・宗教団体や、構成員に市税の滞納がある場合は対象外です。

補助金の種類

「スタート支援」

まちづくり活動団体設立や、事業開始のために必要な費用などを補助し、団体の自立を支援します。

対象／結成後2年以内で、継続して活動する団体

補助対象経費／事業に必要な事務費、講師謝礼金、ポスターなどの印刷費、通信費など

補助率／補助対象経費の10分の9以内

限度額／10万円(1団体1回)

「ステップアップ支援」

まちづくり活動団体の新規事業や、事業拡大に必要な費用を補助し、地域を活性化します。対象／設立後1年以上経過した団体

補助対象経費／事業の実施に必要な諸経費

補助率／補助対象経費の10分の8以内

※最長5回(スタート支援を受けた場合は4回)まで。最終年度は補助率10分の5以内。

限度額／1回当たり30万円

〈共通事項〉

- 人件費、食糧費、備品購入費、団体の運営費などは補助対象費には入りません。
- 入場料・売上金などの収入がある場合は、補助対象経費から差し引きます。

申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、市民生活課に持参してください。申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、市民生活課でも受け取れます。

申込期間／10月1日(月)～12月20日(木)

選考方法／書類審査と申請者からの事業説明による審査

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396

国民年金基金で

国民年金にゆとりをプラス

国民年金基金は、自営業などの人がゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金に上乗せの給付を行う制度です。

加入条件

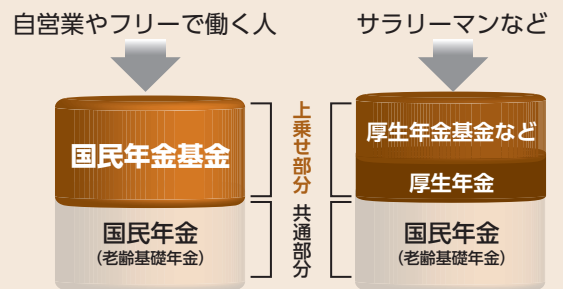
県内に住民登録があり、次のいずれかの人が加入できます。

- ① 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、保険料を納めている人。
- ② 60歳以上65歳未満で、国民年金に任意加入して保険料を納めている人。

制度の仕組み

- 1口から加入できます。掛け金は加入時の年齢や性別で決まります。1か月の掛け金が68,000円以内なら、何口でも加入できます。
- 受け取る年金月額は、35歳までに加入した人で1口目は20,000円、2口目以降は1口当たり10,000円です。

上乗せ給付の仕組み



● 掛け金は、全額社会保険料控除の対象になります。

〈注意事項〉

- 次の人は加入できません。
- 国民年金保険料の免除や猶予などを受けている人
- 海外に居住し、国民年金に任意加入している人
- 農業者年金に加入している人
- 付加年金に加入している人

申し込み・問い合わせ先

千葉県国民年金基金 ☎0120-654192・☎043-221-6370